

「特定就職困難者雇用開発助成金」の雇入れ対象者拡大のお知らせ

「父子家庭の父」を雇い入れた事業主に 助成金を支給します!

◆特定就職困難者雇用開発助成金とは、

高齢者、障害者、母子家庭の母など就職が特に困難な人を、ハローワーク等^(※)の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給する制度です。

平成25年3月からは、一定の所得に満たない父子家庭の父も、新たに雇い入れの対象となります。

(※)ハローワーク、地方運輸局、雇用関係給付金の取扱いについて同意書を労働局に提出している有料・無料職業紹介事業者および無料船員職業紹介事業者

助成対象になるのは…

児童扶養手当^(*)を受給している父子家庭の父を、 平成25年3月1日以降に雇用した場合です。

(*)児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するために支給される手当で、児童手当ではありません。

支給内容

対象労働者に支払った賃金相当額の一部として、所定の額を2回に分けて支給します。

対象労働者の区分	支給額（1人につき）		助成対象期間	支給対象期（6か月）ごとの支給額		
	大企業	中小企業			大企業	中小企業
短時間労働者以外	50万円	90万円	1年間	第1期	25万円	45万円
				第2期	25万円	45万円
短時間労働者	30万円	60万円	1年間	第1期	15万円	30万円
				第2期	15万円	30万円

◆短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である人をいいます。

◇ご注意◇

◆助成金の受給に当たっては、上記のほかにも各種要件があります。
詳しくは、「特定就職困難者雇用開発助成金のご案内」のパンフレットをご覧くださいか、
最寄りのハローワークまたは労働局へお問い合わせください。



厚生労働省・兵庫労働局・ハローワーク